

4月1日 施行

個人情報保護法

接骨院の保険証データも対象

2005. 3. 1

第30号
協同組合ニュース

いぶき

岐阜県柔道整復師協同組合
〒501-8385 岐阜市下奈良1-17-1
TEL058-277-5044
FAX058-272-9817

最近、テレビ、新聞等で「〇〇会社の顧客情報、〇〇万人分が社外に漏洩」という見出しをよく目にします。個人情報デジタルデータ化により容易に持ち出せることと、コンピュータで情報利用が可能になることが、このような事件として発生するのです。

事業者であれば大なり小なり個人情報をたくわえている現在、個人情報の利用の増加と不正利用や情報漏洩急増への個人情報の取り扱いに対する社会的な不安感の広がりを背景として、個人情報を保護するための法律が本年4月1日より施行されることになりました。

私たちの業界も、法規制の対象となる「個人情報取扱事業者」として、従来以上の適正な運用が求められるようになります。

個人情報保護法とは

個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取得し取り扱っている事業者に対し、さまざまな義務と対応を定めた法律です。2005年4月より全面施行されます。

事業者はこの法律により、利用目的の特定および制限、適切な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務を果たさなければならず、違反すると行政処分を下され、さらに主務大臣の命令に反した場合には罰則が科せられることとなります。

個人情報・個人情報取扱業者の定義

個人情報の定義

「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定めています。「その他」の中には、住所、性別、学歴、病歴、財産、債務状況なども含まれると考えられます。

個人情報取扱業者の定義

個人情報データベースを事業として取り扱う事業者のことを指し、当該要件は、データベースの存在（たとえば、コンピュータによって体系化した検索可能なもの等）、取り扱いデータ量（5000人分を超える個人情報）、事業性（営利・非営利を問わない）の有無が判断基準となります。

※接骨院の保険証データについて

私たちの接骨院で蓄積された患者さんの保険証データは、営利目的の事業として取り扱うため、個人情報取扱事業者として法規制の対象となります。ただし、そのデータ量が5000人分を超えない場合には、法規制の対象に該当しない小規模事業者となります。

個人情報取扱事業者には、次ページに記す開示・訂正・利用停止等義務と罰則が示されています。